

## 第5章 産業振興推進会議の役割

## 1. 丸亀市産業振興推進会議の役割

丸亀市産業振興推進会議は、産業振興施策に必要な事項を調査審議し、施策を推進する機関と位置付けられています。本計画の策定後および計画実施における丸亀市産業振興推進会議の役割は次のとおりです。

### 1-1 重点テーマの計画実施に必要な審議および建議

重点テーマの実施計画における取り組み項目および内容の実施のための事業化や事業実施を図る上で必要な調査審議および建議を行います。

### 1-2 重点テーマの計画実施の評価および改善策の審議および建議

計画に記載された評価基準に基づき、産業振興計画の進捗度等を評価するとともに、計画の達成に必要な改善策について審議および建議を行います。

### 1-3 重点テーマ以外での産業振興に係る審議および建議

重点テーマ以外において本市の産業振興に必要と認められる事項について審議および建議を行います。

### 産業振興推進会議について（丸亀市産業振興条例：一部抜粋）

第7条 市は、産業振興に関し、第4条第1項に定める計画策定など必要な事項を調査審議し、施策を推進するため、丸亀市産業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 産業経済団体の関係者
- (3) 事業者
- (4) 消費者
- (5) 公募による者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。